

第二回大阪府庁財政研究会 議事要旨

日時：平成20年9月8日（月）14時～17時00分

場所：査定室（本館4階）

【行政コスト計算をどこまですべきか】

検討項目について（委員の主な発言）

- 行政コスト計算の論点として、費用対効果の問題も考えられるが、本日は議会が分析・公表を求められているトータルコスト分析に絞って議論。
- 府営住宅では人件費を含めた行政コスト計算書を試算し、ホームページで掲載。収入のある府営住宅経営では、支出との関係を府民等に対して説明するのに役立っている。
- 東京都では、高等学校長の裁量予算等があり、その管理手法という意味もあって学校ごとに行政コスト計算書を公表。
滋賀県では、本年8月から一部の事業について、総費用・単位あたりのコストを計算する「行政サービス等の“値札”表示」の取組みを始めている。
- トータルコスト分析の課題は、人件費・消耗需用費等の他事業への割り振り分の一律決めである。それさえ決めれば作成は可能。
- しかし、府民にとって府の3,000事業全てについて分析、公表する意味があるとは思えない。
- 何の為にやるかの目的によって、どこまでやるかが決まってくる。
一般には施策評価で実施している程度でよいが、大規模な新規事業や見直し・廃の対象事業については、これだけかかってもやりますか、やめますかという判断府民にしてもらうために、極めてフルコストに近いものとする必要がある。
- 事務局において行政コスト計算（トータルコスト分析）の目的・手法等を整理する。

【予算編成過程の公表について】

検討項目について（委員の主な発言）

- 今年度から予算要求書を公表しているが、事業の経過は書いていても事業内容や目的が書かれていないなど、府民にとってわかりにくいものになっている。
- 予算要求書は、行政内部で予算を獲得するためのペーパー。そもそも府民に理解してもらう前提になっていない。
- 公表用に新たなものを作成することも考えられるが、事務的に大変だし、恣意的なものとならないか。要求書作成の段階から事業目的・内容等を府民に分かりやすく作成する必要がある。
- 予算折衝のやり取りの公開については、全折衝過程を公開するのは物理的に無理。

今回の知事復活のレベルなら、府民にもある程度議論が理解してもらえたはず。

【予算の使いきり防止について】

検討項目について（委員の主な発言）

- 入札等のスケジュール上、支払いが3月執行にならざるを得ないものがある。年度末の支出にならざるを得ないものと、そうでないものとを整理した上で、議論が必要。
- 現状は、不測の事態に備え、優先順位付けした上で年度後半まで購入を控えている。決して年度末に不要の支出をしているわけではない。
- 職員の意識の改革が必要。不測の事態に備え、執行を極力控えるのがあるべき姿勢との意識が専らだ。
- 管理職も、年度末の執行額が多額になる理由の、説明を求める必要がある。
- 3月に支出が集中するには相当の理由があることを、府民に説明できるようにしておくことが必要だ。
- たとえば、月別部局別に予算の執行状況を調査し、その結果を公表することとすれば、使いきりの抑制効果も期待できる。
- 年度を通じた計画的な執行を求めるなら、不測の事態に対応するための予算措置検討する必要がある。
- 年度末執行の決裁については、決裁権を課長に戻してはどうか。

【メリットシステムについて】

検討項目について（委員の主な発言）

- メリット分の用途を特定すべき。何でも使えるのはおかしい。
- 歳出削減にメリットを与えるのは、府民から見て削減分を戻すのはおかしいとはならないか。
- 職員に行革効果推進のインセンティブを与えるためのメリットシステムが必要なのではないか。
- 用地の売却交渉など特に困難な業務を伴った歳入確保策については、インセンティブを認めてほしい。
- 事業を再構築する場合、新規事業の財源として活用できる制度にしてほしい。
- 足元の財政事情に鑑みると、インセンティブより事業の見直し・節減を進めるべでは。
- 少なくとも財政再建プログラム案で見込んだ歳出抑制、歳入確保の効果額を上回部分を対象にすべき。

【落札差金の取り扱い】

検討項目について（委員の主な発言）

- 現在、国庫補助対象の建設事業予算のうち、枠的に予算を管理している部分については落札差金の一定割合以上の部分を事業進捗に活用している。
- この場合、予算額は一定の落札率をおり込んで決めており、決して落札差金（予定価格と落札額の差）の全てが予算の余剰ではない。
- 今般の財政再建プログラム案では、従前の行革の取り組みに加えて、建設事業に則2割のシーリングをかけている。落札差金の事業進捗への活用を認めてほしい。
- 事業分野によっては、落札差金等で国庫補助金に余剰が生じた場合、国に返還するのではなく、次年度以降の事業計画を前倒しするなどして事業の進捗を図る場合があると聞いている。
- 府における建設事業の目標（〇〇の進捗△%）のおき方次第で、落札差金の扱い変わるのではないか。
- 単独の維持管理費については、メリットシステム、予算の使いきりの議論である。
- 落札差金の活用が可能である部局、事業分野は一部であり、個別に検討する。

【補助金交付先の暴力団関係者排除】

検討項目について（委員の主な発言）

- 公共事業だけではなく、補助事業を暴力団関係者排除の対象とすることはあるべき姿。
- しかし、補助事業となると、対象が多数に渡る。なかでも、運営費補助が一番の問題。対象範囲をどこまでとするかを検討する必要がある。
- 府が補助事業者にとどの程度の情報を提供できるのか、検証が必要。
- 暴力団関係者であるとの情報を、補助事業者等一般に公表することはできない。
- 「暴力団関係者」が補助事業に関わっていれば、契約の解除を求めることがある。又は、補助金の交付決定を取り消すとの手法も考えられる。
- 補助事業の具体的な内容を整理し、具体的に検討。

【債権管理の強化】

検討項目について（委員の主な発言）

- 民間の回収業者に委託することで、未納となって間もない債権については、回収率が上昇している。
- 税等の大口の債権については、組織的な対応ができていますが、小口の債権は人事動により督促が滞ることがあった。
- 庁内の協議会で債権管理指針を作成し、サポートしている。
- 成功報酬方式で、債権回収を市場化テスト等民間に任せられないのか。
- 債権を一括りに捉えるのではなく、税、府営住宅、使用料と、府が政策目的を持って創った貸付金に係るその他の債権は、別に考えるべきではないか。
- 延滞金の賦課等により、債権の納付促進を図るべきではないか。
- 大阪版市場化テストの中で、民間が債権回収を行うという提案がいくつかあり、後、第三者で構成される監理委員会で検討される。
- 大阪府債権管理適正化指針に基づき、引き続き庁内の連絡会議において、納付促

等について検討。

※読みやすいように事務局で編集している。

<以上